主 文 原判決を取消す。 控訴人の本訴を却下する 訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする。 事 実

控訴人は原判決を取消す、被控訴人等が昭和二十五年十一月五日山梨県東八代郡 a 村村議会においてなした議長Aの選任及び同村村長B不信任の議決は存在しないことを確認する。との判決を求めると申立て、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の供述は原判決事実摘示と同一であるからこれを引用する。 証拠として、控訴人は甲第一ないし十号証を提出し、原審における証人C、D、 E及び控訴人本人の供述を援用し、乙第二、三号証の成立は不知、その余の乙号諸 証の成立を認め、乙第一号証の一ないし十を利益に援用し、被控訴人等は乙第一号 証の一ないし十、第二ないし五号証を提出し、原審における証人F、被控訴人等各 本人A、G、H、I、J、K、L、M及びNの各供述を援用し、甲第四、八号証の 成立を認める、その余の甲号諸証の成立は不知と述べた。

理本訴の要旨は「被控訴人等が昭和二十五年十一月五日山梨県東八代郡 a 村村議会においてなした議長Aの選任及び同村村長B不信任の議決は存在しないことを確確認を求めるものではたく、被控訴人等が個人としてなしたる集合的の意思表示の不存在確認を求めるものではたく、被控訴人等が村会議員としてなりたる地〈要旨〉方議会問題を求めるものではたく、被控訴人等が村会議員としておりたる地〈要旨〉方議会問題を求めるものであり地方議会を地方公共団体の意思機関法の不存在確認を求める規定の不存在確認の訴を提起する場合には地方議会を被告としておいる規定の不存在の意思機関決の不存在の議決の不存在の意思機関決に参与といわなけれたものである地方公共団体を必要とし、地方公共団体の議決にものといわなけれたものであるがあるであるである。原判決を必要とし、本語を対しておいるとととのよりにないるを思いるがあるがあるがあるがあるがあるである。原判決を取消し、本語を却下する自己とおり判決を取消し、本語を却下する。(表判長判事、斎藤直一判事、山口嘉夫、判事、猪俣幸一)